

議第 4 5 号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正により，保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が引き上げられることに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

- (1) 保険料の基礎賦課額の賦課限度額を 6 3 万円から 2 万円引き上げて 6 5 万円とします。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 9 万円から 1 万円引き上げて 2 0 万円とします。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日